

議案第 9 号

岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する  
条例

岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成28年岩倉市条例  
第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。